

居宅介護職員初任者研修等事業の指定申請等にかかるチェックリスト
（「山形県居宅介護職員初任者研修等事業の指定に関する要綱（最終改正：平成30年8月13日）」
に基づくチェックリスト）

1 事業実施者に関する要件

- 研修事業の趣旨を十分に理解していること。
- 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

2 事業内容に関する要件

- 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従っていること。
- 原則として講義、演習、実習の順序で行うこと。
- 研修科目を免除する場合、事業者は、修了証等の証明書類を提出させることにより、受講者が免除の要件を満たしているか確認すること。

3 講師に係る要件

- 講師については、各課程の各科目を教授するのにふさわしい知識、技術、資格及び実務経験を有する者であることとし、選定基準は要綱に定める講師の要件（以下「講師要件」という。）を満たすこと。
- 講師については、考え方や内容の偏りを防ぐため、同一講師が多くの科目を兼ねることのないよう、講師の数を十分に確保すること。
- 講師については、当該研修講師（内部、外部を問わない）による講義等の実施を確認するため、講義（演習）実施確認書を研修終了後に受領すること。

4 実習に係る要件

- 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。
- 実習は、原則として講義、演習を修了した者に対して行うこと。また、各実習施設の機能や役割、各実習の目的、実習における留意事項等について、実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。
- 実習を行う施設及び実習指導者については要綱に定める要件を満たすこと。
- 実習の受け入れ人数は、受講者全員に実習指導者の指導が十分に行き届くよう、無理のない範囲内のものであること。

5 その他の要件

- 研修事業の実施者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

開講目的 研修の名称及び課程 実施場所 研修期間

- 研修カリキュラム及び開講時間
- 研修修了の認定方法
- 受講資格
- 受講手続（募集要領等）
- 受講料、実習費等
- 募集人員
- 使用するテキストの名称
- 科目の免除
- 補講の方法
- 修了者の管理

なお、講義を通信の方法によって行う場合には、上記に加え次の事項を定めること。

- 講義を通信の方法によって行う地域
 - 添削指導及び面接指導の方法
-
- 事業者は、全科目を受講した者に対し、研修修了を認定し、要綱に定める様式により修了証明書及び携帯用修了証明書を交付すること。
 - 居宅介護職員初任者研修等への出席状況、成績、修了者名簿等、受講者に関する状況を把握し、保存すること。
 - 居宅介護職員初任者研修等の実施にあたり、受講者に係る個人情報の保持について、十分に留意すること。
 - 受講者の募集は、研修事業の指定を受けた後に行うこと。また、募集にあたっては、誇大広告等により受講者に過大な期待をいだかせることのないよう正確な表示をすること。
 - 次に掲げる書類を作成し適正に保存すること。
 - 受講生の出席状況がわかるもの
 - 受講者及び修了者に関する台帳
 - 受講者の成績等に関する書類
 - 受講者に関する各種証明書類等
 - 講師の講義等の実施を確認する書類
 - 申請書等知事に提出した書類及びその関係書類